

2024年12月24日

手形・小切手の発行終了等について

株式会社 SBJ 銀行（本店:東京都港区、代表取締役社長:並木 稔）は政府の「約束手形の利用の廃止・小切手の全面的な電子化」の方針や全国銀行協会の「2026 年度末までに手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を踏まえ、手形・小切手等の発行を終了いたします。

弊行では、今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の発行終了

以下の発行終了日をもって、手形・小切手帳および自己宛小切手の発行を終了します。

(1)発行終了日

2025年2月20日（木）

(2)発行手数料の払戻し

①弊行にて発行した未使用の手形・小切手帳（用紙）が、2025年2月21日（金）からご使用いただけなくなることから、一定の条件を満たすものはご希望に応じ発行手数料を払戻しいたします。

詳細内容は、コールセンターまたはお取引店までお問い合わせください。

②払戻し期間

2024年12月24日(火)～2026年2月20日(金)

(3)当座勘定の支払いについて

2025年2月21日（金）以降の当座勘定の現金支払いは、弊行指定の払戻請求書をご使用ください。

2. 手形・小切手の支払い終了

以下の呈示期限日をもって、手形・小切手の支払いを終了します。

(1)呈示期限日

2025年2月20日（木）

(2)お客さまへのお願い

①手形・小切手を振出す際は、手形の受取人・被裏書人や小切手の持参人の方が、呈示期限日までに弊行に呈示できる支払期日・振出日をご記入ください。

呈示期限日を超えた手形・小切手は、当座勘定からの支払いができません。

②弊行が振出人の自己宛小切手をお持ちの方（持参人）は、呈示期限日までに弊行にご呈示ください。

3. 弊行預金口座への手形・小切手等※の受入れ終了

以下の受入れ終了日をもって、手形・小切手等の弊行預金口座への受入れを終了します。

※手形・小切手等…手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証、その他の証券

(1)受入れ終了日

2025 年 2 月 20 日（木）

4. 当座勘定規定および各種預金規定の改正

前記 1 ～ 3 をふまえ、当座勘定規定および各種預金規定を改正します。

※具体的な改正内容は、[新旧対照表](#)をご確認ください。

(1)改正日

2025 年 2 月 21 日（金）

以上

◆お問い合わせ◆

SBJ 銀行コールセンター 0120-015-017〔通話料無料〕

《受付時間》 平日 9：00～18：00 （土日・祝日・年末年始を除く）